

平成 20 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 エ イ ジ ス
 代表者の役職名 代表取締役社長 斎藤 昭生
 (J A S D A Q コード番号 4 6 5 9)
 問い合わせ先 取締役経営企画室長
 山 根 洋 行
 TEL 0 4 3 - 3 5 0 - 0 8 8 8

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役につき、将来に渡り有能な人材を招聘し、期待された役割を十分発揮することができるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に従い社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設することにつきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 定款の変更内容（下線は変更部分を示します）

第 30 条を新設し、それに伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 4 章 取締役および取締役会 (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任免除)
(監査役の設置) 第 30 条 当会社は監査役を置く。	第 30 条 当会社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の設置) 第 31 条 当会社は監査役を置く。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日（予定）
 定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日（予定）

以 上